

会議の名称	令和2年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	令和2年10月8日(木) 午前10時～正午				
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 601会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 佐藤佳弘会長・臼井雅子委員・日下直喜委員・太刀岡貴司委員・廣田佳郎委員・松原きみ子委員・森聡委員 (市事務局) 東村総務部長・荒井総務部次長・武藤総務課長・鳴海情報公開係長・高谷情報公開係主任</p> <p>●委員欠席者：無</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	2名
会議次第	1 市長挨拶 2 新委員の紹介 3 会長選出 4 会長職務代理の指名 5 「附属機関等の会議の公開に関する指針」に関する確認 6 情報公開制度の運用状況(令和2年1月～7月分) 7 報告 ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の令和元年度運用状況				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 鳴海・高谷 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
<p>(1) 市長挨拶</p> <p>皆さんおはようございます。本日は大変お忙しいところ、また足元の悪い中、そしてコロナ禍という非常事態の中にもかかわらず、本年度第1回目となります情報公開運営審議会、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>総務課長からお話ありましたが、第11期のスタートということで、新たに委員にご就任いただきました太刀岡様、廣田様におきましては、ご就任をいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。また、他の委員の皆様には引き続きということでございますが、よろしく申し上げます。</p> <p>市としましては、市が保有する情報については、「みんなで進めるまちづくり基本条例」にもあります通り、基本的には市民のものという位置づけで、原則、積極的に公開していこうと言う立場にあります。</p> <p>情報公開制度は市民の皆様と行政の信頼関係を築いていく上で、非常に重要な施策であると位置づけておりますので、情報公開のあり方について、市が適切に行っているかどうかにつきましては、是非、運営審議会委員の皆様にご検証いただき、必要があればご提言をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>(2) 新委員の紹介</p> <p>○太刀岡委員</p> <p>皆さまこんにちは。今期から委員に就任いたしました、太刀岡貴司と申します。</p>					

私は、東村山市に越してきまして、11年目を市民として迎えているところでございます。仕事の方は、税理士をしております、立川市の方で開業しているものでございます。全く初めてでついていけるかどうか不安な部分もありますけどよろしくお願ひいたします。

○廣田委員

皆さんこんにちは。廣田と申します。私はかつて行政機関にいた経験がございまして、単身赴任等であまり東村山市におりませんでした。定年退職し、ようやく、東村山市に何か出来たら、役に立てれば良いなど、それに基づいてやっています。行政機関におりましたので、かつては情報公開を受ける立場でしたが、今はどちらかと言うと、する立場にあります。今、ロースクール、法科大学院で勉強しております。行政法的な見地からもお役に立てればなど考えております。

このような経験をもとに、皆さんと議論させていただき、少しでもお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

～ 前期より継続された委員より自己紹介 ～

○森委員

太刀岡委員と同じく税理士をやっております。当審議会では通算何期になるか、やらせていただいておりますが、先程市長がおっしゃられた通りの形で運営できればと心から思っております。やはり情報は共有するというのを大前提にして、言うべきものは言う、言わないものは言わないという形でしっかり審議出来ればと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○松原委員

情報公開を作るときに関わりまして、それからずっとやらせていただいております。実は、前期限りでお断りする予定だったのですが、専門家のかただけではなく、普通の考え方、そういう感覚の者が一人ぐらいいても良いのかなと思ひ残りました。勉強させていただくかたちになるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひします。

○佐藤委員

皆さんおはようございます。佐藤です。私はつい最近まで、20年間、武蔵野大学で教鞭を取っておりました。武蔵野大学は西東京市にありますので、東村山市の大学ではないのですが、近隣だということでお声掛けいただきまして、それからこちらでお手伝いさせていただいております。また今期も委員を務めさせていただきますので、情報公開が適切に運営されているかどうかという面から審査していければと思ひます。よろしくお願ひします。

○日下委員

皆さんおはようございます。日下と申します。私は東村山に住んで40年ぐらいになります。勤めが他の役所だったものですから、勤めている間は東村山のことはほとんど分からない状態でした。ただ、60を過ぎ、リタイアの歳を迎え、その後も色々、事業団だとか社協だとか、あるいは事業に関わったのですが、それも少し落ち着いた中で、40年近くお世話になった東村山に何かお返しができるというような思いの中で、縁あってお声掛けをいただきました。

情報の公開は極めて大事だと思います。行政財産は、かつては役所のものだというので、見せると文句が出てしまうから見せないというのが考え方でした。今それは大きく変わって、逆に市民の財産だと、市民の財産だから、それを知る権利が市民にはあるのだということになっております。市民のそういった権利と個人情報保護などのバランスをどう取るかということを一いつのメルクマールにしながら、この審議会は運営されてきたと感じています。こういう運営の仕方でも継続されながら、市民の知る権利を十分発揮しながら、開かれた市政が初めてできていくのだろうと思ひています。微力ですが引き続いてやらさせていただきます。

今、他市の代表監査もやっております。現職の時から少しご縁がありまして、お声掛けいただきました。市によって少しずつ違うのだなということも感じながら、でもやはり主権者は市民だということ、この市民本位を徹底して運営されればよろしいかと思っています。よろしくをお願いします。

～ 市長退席、事務局異動者紹介 ～

(3) 会長選出

○武藤総務課長

本日は新任期の第1回目の審議会でございますので、会長及び会長職務代理を選任していただきます。会長選任をどのように進めるか、ご意見があればお願いします。

事務局案といたしましては、前任期に引き続き、佐藤委員にお願いしたく考えております。

～ 一同拍手、賛成により決定 ～

○武藤総務課長

それでは佐藤会長よりご挨拶をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤会長

ありがとうございます。

第11期も会長を務めさせていただきます、佐藤です。

他のところの自治体でも様々な仕事をさせていただいておりますが、東村山市の職員の皆さんの熱意をととても感じております。

これから公開されている情報が適切であるかどうかという面で審査させていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(4) 会長職務代理の指名

○武藤総務課長

佐藤会長ありがとうございます。

続きまして会長職務代理の選任をしていただきたいのですが、佐藤会長、ご指名いただけますでしょうか。

○佐藤会長

学識経験者からの選任をと考え、よろしければ日下委員にお願い出来ればと思います。

○日下委員

ご指名でございます。佐藤会長とともに、また、佐藤会長を補佐させていただきながら会議を進めていけたらと思います。是非、皆様のご協力をいただければと思います。よろしくをお願いします。

～ 会長へ議事引継ぎ ～

(5) 「附属機関等の会議の公開に関する指針」に関する確認

○佐藤会長

それでは議事に従って進めさせていただきます。

次第4まで終わってますので、次第5「附属機関等の会議の公開に関する指針」に関する確認に入りたいと思います。これについて事務局からご説明いただけますでしょうか。

○鳴海情報公関係長

本日机上にお配りした「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」という

資料をご覧ください。

本日は任期最初の会議ですので、運用状況報告の前に、いくつかお決めいただきたいことがあります。

市では本審議会のように市民や有識者のかたからご意見をいただく会議について、会議の中で個人情報を取扱うといった理由が無い限り、原則傍聴可として会議録も公開するようこの指針で定めています。

本審議会では、2枚めくっていただいて、3枚目「東村山市情報公開運営審議会の傍聴等についての定め」、こちらの定めの中で、傍聴の受付方法や禁止事項などを決めております。

今回につきましては、①本審議会を傍聴可とするか、可とした場合の「傍聴の定め」は前期と同じでよいか。それから、②市 HP 等にて公開される会議録の形式、現在は委員各位のお名前とご発言を記載させていただいておりますが、このままで良いか。そして、最後に、③市 HP に掲載する委員名簿でございますが、現在掲載させていただいている内容をお配りしておりますが、こちらから加除訂正等ないか。これら3点について、会長から皆さんにお諮りいただき、決定をお願いいたします。

○佐藤会長

3点確認することになります。

ただいまご説明ありましたように、傍聴可とするかどうか、それからホームページへの掲載の仕方と、名簿の確認になります。

まず順番に、傍聴を可とするかということになりますが、従来傍聴を可にしておりましたが、このことについてご質問、ご意見ございますでしょうか。

情報を公開するという面からも傍聴を可にした方が良いと私は思いますが、異論がなければ従来通り傍聴を可にしたいと思います。

～ 賛成により決定 ～

○佐藤会長

傍聴に関する定めが本日事務局より配付された資料にあります。

こちらについて、従来から変更された箇所はありますか。

○鳴海情報公開係長

ございません。

○佐藤会長

従来使われていたものが添付されてますが、こちらは、もう一度読み直してから了解するかどうか決めた方が良いのではないかと思います。

本日頂いたものですので、この後皆さんも見いただき、質問などあったら出していただくということにした方が良くもありません。

この審議会で揉んだものではありますけれども、新任期からの委員のかたは初見になりますので、第一印象としておかしく感じるものがありましたら是非お聞かせいただきたいです。

事前に頂いていれば、読んでこの場に持ってきて意見ということになったかと思うのですが、この場で了解としてよろしいですか。廣田委員、太刀岡委員は初見になりますが、何かありますか。

○太刀岡委員

今まで、傍聴者はいらっしゃったのでしょうか。

○佐藤会長

ここ数年はいらっしゃらないですね。

一応この場では了解しておいて、次回、再度、ご意見があったら言っていただくということでも良いかと思います。

○鳴海情報公関係長

そうしましたら、この後傍聴の確認をさせていただいて、傍聴希望の方がいらっ
しゃいましたら、こちらの定めに従っていただき、後日、皆様よりご意見ございま
したら、メール等でいただき、次回の審議会で再度審議いただくという形とさせて
いただきます。

○佐藤会長

よろしくお願ひします。では、市 HP への議事録の掲載です。

議事録が添付されていますが、こちらはそのサンプルということになりますか。

○鳴海情報公関係長

前回の会議録になります。

○佐藤会長

委員の氏名、発言内容が掲載されます。

もちろん議事録は掲載前に委員各位へ確認がありますので、それで問題がありま
したら修正していただいたうえで掲載されているところです。

公開の審議会ということで、このように委員の氏名もともに出ますけれど、何か
ご意見ありますでしょうか。

○日下委員

特に変えるような要因もないし、この会議の趣旨からすれば、責任を持って意見
を申し上げると考えれば、従来通りで良いと思います。

○佐藤会長

それではこの形で掲載ということで進めてよろしいでしょうか。

～ 賛成により決定 ～

○佐藤会長

これも了解いたしました。よろしくお願ひします。

最終ページに名簿が掲載されています。これも氏名とともに掲載されます。その
掲載の仕方と掲載されている内容が正しいかどうかもお覧になっていただいて、ご
意見ありましたらお願ひします。掲載されている情報、このような情報でご異論な
ければよろしいでしょうか。そして訂正ありましたらどうぞ指摘してください。

私からは1点、性別が必要なのかなというのは気になるところです。

○廣田委員

このフォーマットは委員会全て同じものですか。

○鳴海情報公関係長

掲載の内容に関して統一のフォーマットはございません。それぞれの審議会で決
めていただいております。

○廣田委員

ただ今会長がおっしゃった通り性別はいらないと思います。

○鳴海情報公関係長

それでは性別を削除させていただいて、他の部分に関してご変更やご訂正がござ
いましたら事務局にご連絡をいただくということでよろしいでしょうか。

○佐藤会長

よろしくお願ひします。

では、傍聴のかたがいらっしゃれば入室していただければと思います。傍聴のか
たはいらっしゃいますか。

～ 傍聴者2名 ～

○佐藤会長

傍聴のかたお二人ということで確認いたしました。

傍聴のかたに注意事項等が書かれた紙をお渡しいただき、確認していただければと思います。

(6) 情報公開制度の運用状況報告（令和2年1月～7月分）

○佐藤会長

情報公開制度の運用状況の報告を事務局の方からよろしく願いいたします。

～配布資料「東村山市情報公開制度等運用状況（令和2年1月～7月分）」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～

○鳴海情報公開係長

事務局より令和2年1月から7月末までに請求のありました情報公開の運用状況について報告いたします。

表紙をめくって「情報公開請求件数」をご覧ください。

「出された請求書の枚数」である「請求数」は33件で、うち、市民や市内事業者からの請求である義務的請求が22件、市外在住者や市外の事業者からの任意的申出が11件です。

次に請求件数ですが、一枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり75件です。

決定の内訳は、全部公開が37.3%、部分公開が57.3%、非公開と文書不存在がともに2.7%でした。

1枚めくって「所管別内訳」をご覧ください。

まず本表の表記についての補足でございます。右上、子ども家庭部所管課名に日付が入っております。こちらは令和2年4月1日の組織改正により、3月31日までと記載の2課が、4月1日からと記載の3課へ再編されたことを示しております。

所管課別の特徴といたしましては、左下、健康増進課4件のうち3件が新型コロナウイルス感染症対策会議関係の資料及び会議録であったことがあげられます。その他の案件につきまして、以前の運動公園SL解体撤去工事や、包括管理委託業務のように、複数のかたが同一の事業について請求される、所謂トピック的な請求はこの期間にはございませんでした。

次のページをご覧ください。情報公開請求の状況をご説明します。

尚、全部公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

No.56。ALT（外国語を母国語とする「外国語指導助手」）を市立小・中学校へ派遣する業務委託の実施にあたり、プロポーザルという企画提案書のコンペ方式により事業者を決定しました。請求は、このプロポーザルにより1位となった事業者の企画提案書と、応募事業者全ての審査結果が分かる文書です。1位事業者の企画提案書は、事業者ノウハウにあたる部分を法人情報で、企画提案書に掲載された従業員の顔写真や氏名などを個人情報で非公開にしました。審査結果として公開した“イ”の起案書には、応募事業者それぞれへ送付した、「御社は何点で、何位となりましたので選考・落選しました」といった内容が記載されている結果通知書の副本と、その結果の根拠となる採点表が添付されておりました。結果通知書につきましては、1位及び2位の事業者名は市HPで順位とともに公表していることから公開とし、3位以下の事業者につきましては、公開すると事業者間の優劣に予断を与え、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、今後受託

業務を行うものではなく、「応募したけれど下位で落選した」という事実だけが公開されることを受忍すべき立場にあるとまでは言えないことから、事業者名が特定出来る情報を法人情報として非公開としました。尚、この請求は3位以下で落選した事業者からの請求でありましたので、その事業者へ送付した結果通知書につきましては、例外で公開しております。起案資料として添付されておりました採点表をまとめたもののうち、「選考委員ごとの詳細な点数の内訳」と「参考見積額の評価方法」を非公開としました。こちらは市がどのような点を評価するかということがあらかじめわかってしまう箇所でありましたので、これを公開すると評価基準に特化した事前の用意を行うなど、事業者の能力を純粋に、そして正確に把握し適切な事業者を選定するといったプロポーザル審査事務の公正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、行政運営情報で非公開としました。

No.57。請求内容3について説明いたします。請求内容3につきましては、公開対象文書を、保育・幼稚園関係を除いた全所管分の、補助金を含む事業の予算要求書と、それに添付されている根拠資料でございます。

“予算要求書”とは、歳出予算要求書についてでございますが、各課で実施する事業ごとに作成されるもので、次年度にその事業で必要なお金、例えば光熱水費や消耗品費、審議会委員報酬や委託料、工事費、補助額などが、その積算根拠とともに記載された文書になります。例えば総務課情報公開関係でございますと、情報公開関係の事業、個人情報保護関係の事業、情報コーナーの運営に関する事業の3事業分の予算要求書を作成し、それぞれに、情報公開関係では審議会報酬費がいくら、消耗品購入費がいくら、郵送料がいくらといった具合に記載されております。また、例えば審議会報酬費については、単価と人数、次年度開催予定回数など、その積算根拠も一緒に記載されているものもございます。

市の予算編成の流れですが、各課は例年10月から11月にかけて、この“予算要求書”を作成し、各部長がとりまとめ、部ごとに査定担当となる財政課へ提出します。その後、要求内容について各課から財政課がヒアリングを行い、経営政策部における査定が行われ、経営政策部の査定後、12月下旬から1月上旬において市長・副市長・教育長による査定が行われ、1月中下旬にかけて庁内における決定がなされます。庁内決定がなされた予算について、2月頃に予算書(案)として議会へ送付され、2月下旬から3月にかけて予算(案)の審議、議決を経て、次年度予算が成立する流れとなります。

この請求につきましては、まず、対象文書の量が膨大であること、また、所管が多岐にわたり、その取りまとめに時間を要することなどから、備考欄に記載のとおり延長させていただき、随時出来上がった所管のものから公開する形をとりました。尚、延長や特別延長、随時のお渡しにつきましては、事前に請求者に確認、了承のうえ行っております。

非公開箇所につきましては、全所管共通して非公開としたものから説明いたします。まず、予算要求書や添付資料に委託料の積算根拠が記載されているもので、入札予定価格を類推できる箇所については非公開としました。これは、予定価格を公にすることで、その後の入札における落札価格が高止まりになるおそれがあるためです。次に「査定により0円となった事業の情報」が記載されている箇所で、その事業の情報が分かる箇所を非公開としました。こちらは、所管が予算要求しているため予算要求書に記載はありますが、財政課、又は理事者査定により0円、つまりは予算をつけられなかったもののことで、一般に公になる予算書にはその事業の情報はお出ししておりません。これを公にすることで、次年度において実施しない事業であるにも関わらず、あたかも実施されるものと誤認され、当該情報を誤認した市民に不利益が生ずることや、こちらの情報を利用した事業者が不当な利益を得る

などのおそれがありましたので、行政運営情報により非公開としました。また、所謂民民契約に関する情報、例えば、補助対象事業者が必要経費の算出根拠書類として、他の事業者から取得した見積書や契約書を添付してくる場合がありますが、この民民契約に関する情報につきましては、原則、金額のみを公開し、補助対象事業者がどこの事業者へ見積、あるいは契約をお願いしたかが分かる情報は非公開としました。これは、補助対象事業者に対してはいくらでこの業務を請け負うといった、見積作成事業者や契約相手方の営業戦略が明らかになり、これを同業他社や他の顧客に知られると、今後の営業活動において競争上不利になるなど、事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるためです。根拠資料に個人の氏名や住所、連絡先等が含まれている場合は、原則、個人情報として非公開としております。その他につきましては所管別に説明させていただきます。

P6、産業振興課分です。産業振興課では、中小企業の事業主やそこに勤務しているかたなどへの福利厚生サービスを提供する「東村山市勤労者福祉サービスセンター」、こちらの運営費に対し補助をしております。そのため予算要求書には、勤労者福祉サービスセンターで働いている職員の人件費に係る詳細な資料が添付されておりました。自身の詳細な給与額やボーナス額、退職金額、それから昇任の経過や休職の情報などは、通常他人に知られたいくない情報であり、また、勤労者福祉サービスセンター職員が2名と限られた人数で、どちらがどちらの給与額か等、照合が可能であることから、個人情報として非公開としました。勤労者福祉サービスセンターの退職金支給計算方法の記載部分については、当該部分がセンターの内部管理情報に該当するため法人情報で非公開としました。

P8、シティセールス課分です。シティセールス課におきましては、市内事業者に対する営業助言等を行うハンズオン支援を実施しております。予算要求書には、当該支援対象事業者から提出を受けた、支援を受けた際の効果等が記載された資料が添付されておりました。当該資料には、その事業者の売上金額等細かい数字も記載されておりましたので、そういった情報は、当該事業者の内部管理情報にあたり、法人情報により非公開としました。

P9、市民協働課分です。市民協働課では、市内で活動する団体が、市民サービスの向上や地域課題の解決につながる事業や、市民活動団体の専門性、柔軟性を活かした新たな視点をもった事業等、一定の要件にあてはまる事業を行った際に、その事業活動費に対し一定金額の補助を行っております。補助対象事業の選考はプレゼンテーションにより行われ、当該プレゼンテーションの選考委員会により事業の優先順位がつけられ、上位から予算の範囲において補助を行うものになります。当該事業の予算要求書には、公募のあった事業の団体名、事業内容、順位及び採用・不採用の別が、年度ごとにまとめられ添付されておりました。不採用となった事業の団体名やその順位を、公にすると、当該団体間の優劣について予断を与え、団体運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがありましたので、法人情報と同様団体情報として非公開としました。尚、採用された事業については、順位以外を公開しております。

P12、環境・住宅課分です。環境・住宅課では、市の地域防災計画や耐震改修促進計画に定める避難路に面していること、地震発生時等に倒壊し、通行の妨げや人に危害を及ぼすおそれがあること等一定の要件を満たすブロック塀の、除却工事や建て替えの費用の一部を補助する事業を令和2年度より開始しました。予算要求書には、その補助事業の要件（案）が添付されておりましたが、その（案）は予算要求時点、1月時点のもので、庁内における最終決定が行われていないものであり、また、変更が生ずる可能性があるとのことでした。そのため、公にすることにより、当該未決定の要件で助成金を受け取れるものと誤認した市民や事業者等が、未決定の要

件に基づいた準備行為や営業、契約行為等を行うおそれがあり、そのことにより、不当な利益又は不利益が生ずるおそれがあったことから、行政運営情報で非公開としております。また、当該事業には東京都が調査した都内市町村における当該事業に係る調査結果も添付されておりました。その調査結果中、事業見込み額については、各市未確定の情報であって、自治体間における情報提供を前提とし回答していることから、国等協力関係情報として非公開にしました。

P15、公共交通課分です。公共交通課では、市内を走っているグリーンバスの運営経費について、バス運営事業者である西武バス株式会社に対し補助をしております。コミュニティバス運行事業費には、西武バス株式会社が作成した各路線における人件費や必要な運転士人数、経費等の詳細な情報が記載された資料が添付されておりましたので、当該人件費等を法人情報として非公開としました。

P17、地域福祉推進課分です。市社会福祉協議会に対し、その運営費の補助を行っています。そのため、社会福祉協議会運営助成事業費には、産業振興課の勤労者福祉サービスセンター助成事業費と同様、社会福祉協議会職員の給与額等が詳細に入った資料が添付されてきました。個人が特定できる箇所、または個人が一般に公にしているものであり、公にすることで当該個人の権利利益を害するおそれのあるものは、個人情報で非公開としております。

P20、21、健康増進課分のシルバー人材センター運営補助事業費も、勤労者福祉サービスセンター助成事業費や社会福祉協議会運営助成事業費と同様です。

P23、用地課分です。用地課では、土地開発公社の運営費に対し、助成金を支出しております。当該助成事業費の予算要求書には、公社が行う用地取得事業関連の書類が添付されており、その書類には公社が取得済みの土地の上にある建物の所有者との交渉に係る情報や、令和2年度の取得予定地が具体的に分かる情報が添付されておりました。これらは請求時点ではまだ所有者との交渉に入っていないものであったため、公にすると所有者との交渉の不調や、事前に情報を得た第三者による不当な価格高騰等、用地取得事務の公正な執行に支障が生ずるおそれがありましたので、行政運営情報で非公開にしました。

P24、道路河川課分です。補助金申請者の個人情報を非公開としております。申請者情報につきましては、補助支出後は原則公開となりますが、請求時点においてはまだ補助対象か否かも決定していない段階であったため、個人情報として非公開にしました。

P26、学務課分です。予算要求書添付書類の一部に、財政課と学務課の担当者同士で約束されたとする記録があり、そちらを行政運営情報で非公開としました。これは、伝聞で受け継がれている内容で、本当にそのような約束をしたかどうか分からないとのことでした。こういった情報が公になることを前提に予算要求書などを作成することになると、公にすることを前提としたやりとりや資料作成に終始し、率直な意見の交換等に支障が生じるおそれがあり、そのことから、予算要求事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあったためです。

No.57については以上となります。

No.58. 特別支援教室には、特別支援教室について正しく理解していただいたうえで通っていただけるよう、通級を希望される児童・生徒及びその保護者が、内容を確認しご理解いただいた旨署名いただく「特別支援教室に関する確認書」というものがあります。これは、東京都が様式例を示しているものになります。本請求は、東京都から示された当該確認書様式例に係る文書一切になります。当該確認書様式例は、東京都が市区町村向けに開催した、次年度の学級編制に係る事務説明会において示されたものであるため、公開文書“ア”及び“イ”において確認書を含む当該説明会の資料を、また、当該説明会において（案）と示されていた調査通知、こ

ちらの（案）が取れた正式なものを“ウ”のとおり公開しました。説明会資料には、東京都が市区町村に対しヒアリングした内容で、各市区町村が特別支援教室について抱える課題や具体的な事例について詳細に記載された資料が含まれておりました。こちらは、公にすることにより、一部の市区町村が抱える課題が、特別支援教室全体に関する課題と誤認され、特別支援教室を利用する児童・生徒やその保護者、これから通おうとするかたがたの理解と協力を得ながら実施ししている教室運営に支障を及ぼすおそれがあるため、行政運営情報で非公開としました。

No.60。市では以前から①市民課の窓口業務、②保険年金課の窓口業務、③本庁舎1階にある総合案内受付と電話交換業務の3つを、それぞれ別々の民間事業者へ委託していましたが、令和元年度半ばから、これら業務を一体として1つの事業者へ委託することにし、業者を公募、令和元年8月から選定した事業者と委託契約を結びました。当該選定はNo.56と同様プロポーザル審査により行っており、本請求は選定時の選定委員会の議事録と応募事業者全ての評価項目ごとの点数票となります。選定委員会の議事録には、審査の講評として応募した事業者の名称と順位、応募事業者ごとの応募内容に関する評価等の記載があり、このうち各事業者の法人ノウハウに該当する部分と3位以下の事業者名を法人情報で非公開にしました。尚、本プロポーザル審査も、No.56と同様、2位までの事業者名を市HPで公表していることから、1位及び2位の事業者名は公開しております。「提案事業者の審査項目ごとの点数の内訳」は、公開すると事業者の営業上の得手不得手を示す情報や、どの事業部門に重点を置いてどのような経営方法で経営を行っているかを同業他社に知られることとなり、今後同様の事業の選定が行われた際に同業他社が有利になるなど、事業者の正当な権利・利益を害するおそれがあるため、法人情報で非公開としました。

No.61。市では、秋水園にありますごみ処理施設の整備について、令和元年12月にその基本方針を作成しました。この基本方針の策定にあたり、30年度に市民との意見交換会、令和元年度に説明会を開催しております。請求は、その意見交換会と、説明会の結果を受けて行われた庁内会議の資料とその会議録になります。会議の資料のうち、個人の氏名が記載されている箇所を個人情報で、また、市内の公有地、法人所有地、民有地のうち、1,000㎡の面積がある土地を抽出し、各土地が施設整備に適したものか否かを一覧にした資料を、当該土地所有者に対し、検討対象として挙げることにについて説明をしていないものであり、公にすると市と相手方との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、行政運営情報につき非公開としました。

No.64。請求内容2及び3の対象文書を、理事者及び部長級において構成される新型コロナウイルス対策会議の関連資料一式と特定し、“アからキまで”の文書を公開しました。“イ”の会議資料に、東大和市が他25市に対し行った、新型コロナウイルス対応に係るイベントの中止の取り扱いの調査集計結果が添付されておりました。当該調査結果につきましては、調査時点において中止となったイベントの名称や予定参加人数、時期、中止とした根拠、それから各市回答者の氏名と連絡先が掲載されたものになります。東大和市へ当該調査結果の情報公開について確認したところ、各市のイベント中止情報等は既に公表しているものをベースに回答されていることから全て公開しても構わないとのことでしたが、各市の担当者氏名においては非公開とする旨の回答がありました。市では、氏名は個人情報に該当し、原則非公開となりますが、例外として公務員の職務遂行に関する情報に記載される公務員氏名については、公開とする立場をとっております。東大和市においても同様の規定はございますが、公務員全てではなく、東大和市職員の氏名を公開とする旨明確に定めており、他の官公庁職員の氏名については定めておらず、原則非公開といたします。各自治体においても情報公開請求の可能性は把握しているところ、東大

和市の条例を前提としたものと考え率直な回答をしていることから、これを公にされると、今後の連絡調整事務等に支障が生ずるおそれがあると判断し、国等協力関係情報として非公開としました。

No.65. No.65 の非公開箇所は 64 と同様のため割愛させていただきます。

No.66. 請求者は、以前より道路河川課及びみどり公園課に対し、野火止用水を不正利用している市民がいる旨、窓口や文書で訴えているかたであり、今回は不正利用している市民に対し指導をした文書の請求をされました。2 所管に確認したところ、請求者より窓口等においてそういったお話は以前より受けているとのことでしたが、訴えのある点におきましては、市への届出済みの使用であるなど、不適切な使用をされている箇所は無く、そのため指導も行っていないとのことでした。指導を行っていないため、当然文書自体も作成しておりませんので、文書不存在として非公開の結果をお出ししております。

No.67. 市立第一中学校の施設管理はシルバー人材センターへ委託しておりますので、当該センター職員の氏名等を個人情報で非公開としました。

No.68. 市では、母子健康手帳の交付時、助産師や保健師からなる母子保健コーディネーターによる相談を行っております。その相談を受けたかたに対し、おくるみ・よだれかけ・ハンカチが入った、“子育て応援ギフトセット”をお配りしており、この請求は、そのギフトセットの配布した記録が分かる文書の請求です。年度単位の配布数につきましては、公表資料においてご案内が出来るところですが、請求者はそれよりも細かい記録を求めておりました。子育て支援課に確認したところ、日々の配布数は「子育て応援ギフト在庫管理簿」で管理しているとのことでしたので、そちらを対象文書として公開しました。この文書は、ギフトセットは色違い 3 種あり、何日にどの色が何個出たというのを正の字で手書きで記録するものになります。窓口等でギフトセットを配布した際には、その管理簿に正の字を書いて管理していました。当該管理簿は年度終了後、その年度のギフトセット受入数から在庫を引いた数と合致していること、つまり配布した数の確認を取り、配布数に問題がなければ 1 年間保管したのち廃棄するという対応をとっておりましたので、28 年度、29 年度分については廃棄済みであり、文書不存在による非公開としております。

No.69. 令和元年度に解体しました、運動公園 SL に係る文書の請求です。情報コーナーより請求者へ連絡し、請求者が求める文書を、公開した文書“アからコ”及び備考欄にある文書と特定し、公開しております。“キ”の文書は、JR 関連事業者から受けた解体撤去工事の見積書です。見積書のうち、「仮設工事一式はいくら、機関車解体工事一式はいくら」という大きなくくりでの品名と金額については、事業者公開の同意も得てあり公開してあります。ただし、さらに詳細な内訳、例えば仮設工事一式の中身はどんな作業費と単価の積み上げになっているのかが書かれている部分については、事業者の業務ノウハウと内部管理情報に当たるので法人情報として非公開としました。備考欄に記載の文書は、図書館において閲覧・コピーが可能な冊子でありましたので、条例第 22 条適用除外とし、情報提供という形でお出ししました。

令和 2 年度分に入ります。

No.1. 教育総務課環境整備係が 1 年間に購入した消耗品費と原材料費が分かる文書の請求です。1 年間において鉛筆を何本、消しゴムを何個買ったという細かい記録についてリスト化しているものはありませんでしたので、請求者と協議のうえ、販売業者から市へ提出された見積書及び請求書の公開となりました。その文書に記載のある販売店の従業員が特定出来る情報を個人情報として、また、振込先金融機関情報や代表者の印影は、通常顧客に対してのみお見せするもので、内部管理情報として取り扱っているものから法人情報として非公開としました。

No.2 及び 3。こちらは非公開箇所が法人代表者の印影のみですが、全く同じ請求が 2 つ並びでなされていることについて説明いたします。この請求につきましては、お二人で来庁され、同じ請求内容でそれぞれお出しされていられました。請求の際、窓口にて手数料がかかることやコピー代を実費でいただくこととなるため、どちらか一方の請求で受付、公開後にもう片方が必要な分を複写するご提案をさせていただいたところ、ご自身で請求し、手に入れたという実績が必要とのことでしたので、それぞれが請求されたものを受け付けました。

No.5。名称は“事業計画書”ですが、過去の自転車駐輪場の指定管理者公募において、1 位事業者が提出した企画提案書の請求になります。申請担当者のメールアドレスとマネージャー会議風景の写真は、従業員を特定できる情報のため個人情報で伏せました。また、自己資本比率などの財務指標の数字、駐輪場の人員配置・勤務形態・従業員の接遇教育に関する計画、施設の保守・修繕の回数や実施月の予定、指定管理料収支予算書のうち支出金額の内訳を法人のノウハウ及び内部情報のため法人情報で非公開にしました。

No.9。市内の特別支援教室のケース記録全てについてです。所管とともにケース記録について内容を確認したところ、個人が特定できる記載内容はもちろん、通われている児童・生徒やその保護者が見ればわかる部分も個人情報として非公開としております。また、それらを除いた部分については、そこに通われる児童・生徒本人の特性や特徴的な言動、惹起される状況や、それに応じた必要な教育など、当該児童・生徒の人格に関わる重要な情報が具体的に記載されているものになりましたので、個人を特定することは出来ないが、なお、個人の権利利益を害するおそれのあるものとして非公開にしました。これらの非公開情報を除いた場合、様式の枠組みのみとなり、優位な情報を含むものではないため、枠組みのみを数十枚お出しするのではなく、非公開という形で決定しました。尚、個人を特定することは出来ないが、当該個人の権利利益を害する情報であることを理由とした非公開につきましては、当市の審査基準はもちろん、他市の類似裁判判例を参考とし決定しております。もう 1 つの請求内容につきましては、当該小学校の教員の会議に係るもので、こちらは、資料はあるのですが、会議録は作成していないとのことでしたので、文書不存在により非公開としました。

No.12。スクールソーシャルワーカー（以下、SSW と表記。）の採用や身分に係る文書の請求です。市教育委員会の子ども・教育支援課には、専門職として SSW が配属され、児童・生徒とその保護者の相談等の業務に従事しております。当市における SSW の配置につきましては、26 年度に制度設計を行い、27 年度より配置しております。27 年度、28 年度につきましては、その採用や予算管理等を子ども・教育支援課で行っており、29 年度以降は他の専門職と同様、会計年度任用職員として人事課により採用事務が行われたところでございます。そのため、請求内容 1 から 4 を除き、28 年度までは子ども・教育支援課で、29 年度以降は人事課よりお出ししております。尚、1 から 4 は、全て子ども・教育支援課からお出ししております。記載と内容が前後してしましますが、P45、46 の子ども・教育支援課分から説明させていただきます。特定個人の詳細な給与等が特定出来る箇所につきましては、個人情報で非公開にしております。また、27 年度、28 年度につきましては、学校長 OB など、SSW の仕事に適しているかたへ市よりお願いをし、担っていただいております。よって、P46 に記載のとおり、応募・採用関係の文書につきましては、応募し選考採用としておりませんので存在せず文書不存在となります。また、29 年度以降のものにつきましては、先の説明のとおり、他の会計年度任用職員と同様人事課において採用業務等を実施しておりますので人事課からの公開になりますが、人事課における採用につきまし

ては、29年度以降は、令和2年度のみ募集を行ったとのことですので、その分について、採用に関する文書として募集要項などを公開しました。尚、身分や給与につきましては、そのほとんどが市HPに掲載されておりますので、備考欄のとおり該当ページをメールでご案内しております。

No.17。こちらはNo.9のケース記録と同様になりますので割愛します。

No.18。市立第四中学校の制服に関する文書です。市立中学校の制服につきましては、各学校の校則において指定されており、販売事業者は当該指定に基づき作成・販売しているところでございます。よって、校則部分がかかれていたものとして入学のしおりと生徒手帳を、また、当該指定に基づき販売事業者がどのような制服を作成しているかが分かるものとして、“ウ”のパンフレットを公開しております。尚、価格交渉に関する文書につきましては、販売事業者が校則に記載の指定内容に基づき作成し価格設定をしており、学校は関与しておらず、よってその交渉等に関わる文書も作成していないため、文書不存在として非公開となります。

No.19。P48 指導室分の請求内容2から4まではNo.18のとおりです。また請求内容1につきましては、制服販売事業者から市へ提供されるパンフレットですが、毎年度保護者向けの入学説明会前に販売事業者から提供されるもので、新しい年度のもものが届き次第古いものは廃棄しているとのことでしたので、文書不存在となります。P49 請求内容2 子ども・教育支援課分についてです。こちらは、本年7月に開催された特別支援教育推進計画策定委員会にて配付された資料の内容についてです。当該審議会では第5次の市特別支援教育推進計画の策定を進めており、それにあたり現行計画である第4次のものの実施状況について、成果と課題を報告しております。そのうちの1つについて、成果と課題を記載した根拠となるものですが、請求者に請求内容の確認を行ったところ、これを作成するにあたり行った学校訪問の日時と学校訪問における聴き取り内容が分かる文書の公開を求めているとのことでした。子ども・教育支援課に確認したところ、これを作成する際に行った学校訪問の日時については情報提供できるとのことでしたので、請求によらずコピーをお渡ししました。また、聴き取りの内容が分かる文書についてですが、当該成果と課題につきましては、指導主事が日々の学校と関わる業務の中で認識されている状況に基づき作成されている文書であり、明確にこれを根拠とするといったものは存在しないため、文書不存在となりました。

最後に、今回ご報告させていただいた案件は本年1月からのもの、つまり、条例改正により市民からの請求について手数料が無料となった以降のものになります。

過去5年間の情報公開請求における請求枚数及び請求件数を比較したところ、市民等からの請求枚数につきましては、特筆すべき点はございませんでした。ただ、請求件数につきましては、予算要求書の請求がございました影響により、例年より多くなっておりますが、この請求を除くと、例年と変わらない状況でございます。

窓口での受付に際しましても、手数料が無料となったからと言ったご意見は何つてはございません。もしかしたら、無料になったことを理由に請求範囲を広げられたかたもいらっしゃるかもしれませんが、統計上としても、担当の所感としても、大きな変化は無いものと認識しております。

運用状況報告につきましては以上となります。

○佐藤会長

ありがとうございました。

令和2年1月から7月までの運用状況をご説明いただきました。

市が持っている情報は市民の情報であるというのが基本になります。その中でも公開出来ないものがありますので、それは部分公開や非公開になっています。個人

情報や法人情報、また行政の運営に支障をきたすおそれのあるものが非公開になっております。これらの判断が適切であったかどうかという観点からも是非見ていただきたいと思っております。ご意見やご質問ありましたらよろしく申し上げます。

○森委員

No.56の説明で、このプロポーザルの審査の結果、上位1、2位を公開するというお話がありました。追ってNo.60のところでは順位を非公開というようなご説明があったかと思っております。総合順位としての1位、2位の事業者を、No.56では公開という、そういうご説明でよかったですでしょうか。

○鳴海情報公開係長

プロポーザル審査の情報公開におきまして、3位以下の事業者につきましては、法人か特定できる情報について非公開となります。1位2位については市HP等で公開しておりますので、順位と総合点数と法人名は公開しております。ただ詳細な点数の内訳につきましては、各事業者の法人情報もしくはこちら側の審査手順が特定出来る情報に該当する場合には非公開としています。

○佐藤会長

1位2位までは公開で、3位以下は非公開ということですがいかがですか。行政はとてもやさしいなと思っております。全部の順位と業者名を公表していただいても私は個人的には良いかなと思っておりますが、仕事している方から見ると、ビジネスは厳しいですから、行政としてはやさしい処理をしているんだなという印象です。

○森委員

要はこのNo.56とNo.60の情報公開において対応がぶれていないということであれば特段問題はないかと思っております。

それから、No.57の部分公開又は非公開とした部分の理由の欄のところ、助詞の使い方とかそういった表記的な話になってくると思いますが、「もって〇〇のため」非公開とするであるや、「かつ〇〇だから」であるとか、表現が一律でない点について気になります。理由を記載する側の気持ちは分かります。その理由を強調したいからその助詞を使ってお伝えしたいんだろうなということには分かります。ただ、このように公開される文書として、この理由が公開されるときに、そういう判断をした時の心情が伝わるような表現が適しているのか、その良し悪しについて、皆さんのご意見をお伺いできればと思っております。

○佐藤会長

文章表現ですね。分かりやすく書くというのは市民のかたがたに向けて必要なことです。ただ、悪文が多いというのは私も感じております。悪文でも伝われば良いかもしれないですけど、できるだけ伝わる文章を書かないといけないと思っております。

学生のレポートを見て、それを指導してきた経験から『分かる伝わる文章力』という本をしたためております。参考になるようでしたら見ていただければと思っております。

森委員の言うこと私もよく感じます。

他に何かございますか。松原委員は場違いじゃないかということをおっしゃってましたけどそんなことは決してありませんので、市民の目による審査はとても重要ですから、市民感覚からでも疑問に思うことがあったらご意見をおっしゃってください。

○松原委員

No.68の配布状況についてです。情報公開のやり方としては間違っておりません。1年で廃棄してしまうため、文書不存在なので公開できないのは分かりました。ただ、これは膨大な文書ではないと思っております。少なくとも年間いくつ出て在庫がいくつというの数字にしたらほんのポツンポツンだと思います。そういうものを、ト一

タル的に何か比べたりするような資料というのは残っていなかったのですか。

○鳴海情報公開係長

入荷数と配布数の記録は残っております。

○松原委員

そうであれば、文書不存在により全てを非公開とするのではなく、そのトータル
の数字だけでもお出しすべきではないでしょうか。

○鳴海情報公開係長

請求者に対し、年度ごとの経年変化などについては情報提供としてお渡しできる
旨ご説明差し上げ、ご入用か伺ったところ、そういったものではなく、日々の配布
記録のようなものが欲しいということでございましたので、このような決定をさせ
ていただいております。

○松原委員

単年度の配布数だけのものは不要とのことですか。

○鳴海情報公開係長

配布数だけのものは不要とのことでした。

○廣田委員

まず一つ、組織についてです。

P2 に情報公開請求の所管別内訳がありますが、実施機関名が教育部だけ教育委員
会になっております。これは何か法令等で決まりがあるのでしょうか。

○鳴海情報公開係長

情報公開条例におきまして、情報公開の決定は実施機関ごとに行うとなっております。
例えば議会事務局が保管している書類に関して情報公開請求が出れば、議会
事務局の実施機関となる議会が決定することになりますし、農業委員会に対して情
報公開請求があれば、農業委員会が決定を行うこととなっております。

○廣田委員

そうすると不服審査等で審査の依頼をする場合には、担当所管が教育部である場
合、教育委員会に出すということですか。

○鳴海情報公開係長

おっしゃるとおりです。

市長部局の決定に対する審査請求は、市長部局の課、原則は企画政策課にご提出
いただく形になり、教育委員会の決定に対し審査請求する場合には、教育委員会に
属する教育部の課にご提出いただくようになります。

○廣田委員

No.65 について、新型コロナウイルス対策の関係文書ということで、命に関わる
ことですので、関心を非常に持って情報公開請求されていると思います。生命に関
するような情報は原則公開すべきではないかと考えております。

そこで、“イ”の文書について、東大和市を除くと書いてあって、あとは部分的に
しか公開していないというのは、東大和市だけは公開しても良いという了解を取っ
て例外にしているのでしょうか。

○鳴海情報公開係長

おっしゃるとおりです。

こちらの文書については、事前に東大和市と調整をさせていただいて、その際に
了解は得ております。

○廣田委員

他の自治体に関しては公開しては困るということになったのでしょうか。

○鳴海情報公開係長

調整は東大和市のみとさせていただいて、他の市とはしておらず、把握しており

ません。

○佐藤会長

非公開を前提に調査をしていた場合、調査結果を他の自治体に持っていく場合、調整が必要だということですね。

○日下委員

今回非公開が2件あります。本来、出来る限り公開をするのがこの条例の基本理念で、一方では第6条において、個人情報や法人情報、そういうものについて一定の制約がかかっている。そのバランスの中で非公開にしたという趣旨の説明がなされたようですけど、この案件は極めて微妙な部分もあると思います。学校教育のいじめの問題なんかでも、一時、真っ黒の文書が公開されたとか、そういうことを言われた時代もありました。

今回非公開という判断をされた基準、あとは請求者のかたにとってみればなんとか教えてほしいという思いの中での請求だったと思いますが、請求者のかたへどのようにご理解をいただいたかを教えてください。

○鳴海情報公開係長

まず、こちらのケース記録につきましては、児童・生徒本人、若しくはその保護者が、本人若しくは自身の子の分について欲しいという場合は、情報公開請求ではなく個人情報開示請求をしていただき、その場合は、開示されることが想定されます。

本件におきましては、そういった場合ではなく、他のお子さんの分に係る請求でございましたので、非公開といった判断をさせていただいております。

本件においてその取扱いに苦慮したのは、個人を特定出来る部分を除いて残った部分、そこに通われる児童・生徒本人の特性や特徴的な言動、惹起される状況や、それに応じた必要な教育など、当該児童・生徒の人格に密接に関わる重要な情報が具体的に記載されている部分についてでございますが、これらを非公開と判断する際には、当市の審査基準や、他市の類似裁判判例を参考にさせていただきました。

○日下委員

最終的には請求者のかたにはご理解をいただけているのでしょうか。

○鳴海情報公開係長

ご自身のお子さんの分は、個人情報開示請求にて開示されておりますので、どのような内容が記載されているかということはお覧になっております。そのうえでご理解いただけたかのご質問につきましては、情報公開制度として公開出来ないという点におきましては一定ご理解いただけていると認識しております。

○日下委員

不服申立てのルールもありますよね。こういう非公開になったケースが申立てに発展することは多いと思います。この件については、そういったことはないのでしょうか。

○鳴海情報公開係長

この期間において審査請求に至ったものはございません。

○日下委員

是非、請求者へは、十分なお説明をしていただいて、ご理解・ご納得いただけるよう、今後もお願ひしたいと思います。

○佐藤会長

私からも1点確認があります。

No.56です。企画提案書に関する公開というのは、これからも請求が出るのであろうと思います。部分公開の判断は適切だと思います。

この判断の手順について伺います。企画提案書に公開請求があった場合、事業者

側へ、どの部分がノウハウかというのは打診されていると思いますが、事業者からの回答について、審査というかチェックはされるのでしょうか。

○鳴海情報公開係長

チェックはさせていただきます。

民間事業者の提出された提案書などの情報公開に関しましては、おっしゃる通り、まずはその事業者へ、情報公開請求が出ているとのことで意見照会をさせていただいております。そうすると、ほとんどの事業者が「全部ノウハウです。」という回答をしてくるので、そこから「ここは市のHPに掲載している内容ですよ」とか、「これは既に御社で公開されていますよね。」とか、公開してしまうと、本当に運営上支障が出るような情報なのか、何度もやり取りを重ねて確認し、最終的に決定するよう運用しております。

○佐藤会長

分かりました。精査されているということですね。

私も各地の自治体の研修センターから依頼を受けて職員研修の企画提案書をよく出します。今までは無かったのですが、公開して良いかと問われたら、やはりほとんどがノウハウになってしまいます。ヘッダーのデザイン、フッターのデザイン、ページそのもののデザイン、文字サイズ、行間隔、色合い、全てがノウハウなので、全部出さないでくれと言うと思います。

市においては、今後も出来るだけ出していただけるように交渉していただくようお願いいたします。

○鳴海情報公開係長

ありがとうございます。

○佐藤会長

全体的な決定内容、公開・非公開・部分公開の判断は、適切だと思いますが、一つ意見を申し上げると、先ほど森委員がおっしゃっていたように、理由の書き方には工夫が必要であると感じます。例えばNo.9です。ケース会議の内容が非公開となることは適切だと思います。会議自体、非公開を前提で話をされていますし、そこに持ち込んでいる情報すら公開できない情報だと思います。ただ、その理由として、特定の個人を識別することができるからとだけ言われると、じゃあその箇所を墨塗りにして出してくれれば良いのではないかと、と言われてしまうことがあると思います。そうならないためにも、先程説明していただいたとおり、墨塗りをしていない情報には、もう有意な情報が残っていない、有意な情報が残っていないので全てを非公開にすることと同じになる、ということも書いていただけると、相手は納得されると思います。その辺を意見として言わせていただきました。

○日下委員

No.66。野火止用水の市民の不正使用についてというのは、具体的にどういうことですか。不存在としていますよね。

○鳴海情報公開係長

野火止用水の周辺に勝手にお花を植えたりだとか、勝手に橋を架けたりだとか、そういったことをしている市民がいるというような内容になります。

○日下委員

用水を跨いで、許可を取らず橋を勝手に架けちゃうだとか、用水のへりに菜園のような感じで何かに使っちゃうということですか。そもそも用水の管理というのはどこがしているんですか。

○松原委員

東京都に聞いてみたんですが、野火止用水は東京都ですよ。東京都で管理していて、道路も東京都。そうすると、そこに橋を勝手に架けると公道を勝手に使って

いるのと同じになるんだと。それで橋を架けるならば届出が必要なんです。それを自宅の裏から出るとちょうど近道なんでといった理由で勝手に橋を架けちゃいけないということも、東京都に教えていただきました。

○日下委員

そうであれば、文書不存在とは、東京都が管理しているから市には無いといった意味になるのでしょうか。

○鳴海情報公関係長

市が管理しているものではございませんが、市民から通報等があった際には、道路河川課若しくはみどりと公園課が確認などはされるそうです。その関係もあり、請求者は市役所に何度かお話をさせていただいていたものであり、公開請求も市にさせていただいております。先ほどの届出の関係ですが、管理は松原委員おっしゃるとおり東京都ですが、届出に関しては市の方に一度提出していただくことになるので、例えば届出が提出されていないようなものが架かっているかどうかの確認は市の方でも出来るものになります。

○日下委員

そうすると、正式に使用している場合は、届出が提出されていて、その書類があり、不正使用だから、不正使用を確認できるような文書は市にはないという意味ですね。分かりました。

○佐藤会長

ありがとうございます。

No.66 の理由の文章も少し工夫すべきと感じています。主語と目的語の軸がぶれているので一見して分かりにくい文章になっています。このあたりも伝わりやすいようにされると良いと思います。

○臼井委員

管理は東京都であるということをもっとメインにした方が良いということ。それともう一つ、不正利用ではないという認識をしていることをきちんと説明するという。この書き方ですと、市は不正利用が全く無いと認識している、と読めます。かなり誤解を招くと思います。

○佐藤会長

限られたスペースですので書くのが難しいかと思いますが、シンプルに伝えていただければと思います、よろしくお願いします。

○臼井委員

我々は説明を承ることができるから良いのですが、市民に対する説明としてどうかということ意識すべきだと思います。そちらの方がむしろ問題かだと思います。

○日下委員

コロナの対策会議の件で、議事録は作成していないから公開しないという記述があります。議事録の作成期間について、何か決まりのようなものはあるのでしょうか。

○鳴海情報公関係長

共通したルールはございません。

○日下委員

先ほど廣田委員がおっしゃっていたとおり、市民の生命に関わる大事な方針を協議したのであれば、その記録は出来るだけ早くまとめて、こういう請求があった場合には公開出来るにしてください。この会議録は出来上がってれば当然公開することが出来るものと考えて良いんですね。

○鳴海情報公関係長

こちらの会議録につきましては、出来上がってればお出しできるものになります。

す。

○日下委員

事後的にこのかたが公開請求をしに来られたりしていませんか。

○鳴海情報公開係長

来られておりません。

○佐藤会長

ありがとうございました。

会議録の作成というのは大変負荷のかかる仕事です。職員の業務負荷軽減、業務改善の大きな課題になっているかと思えます。音声認識など導入して、省力化を図っていただくと良いかと思えます。どうぞよろしくお願いします。

他に何かございませんか。

よろしいでしょうか。特になければ、令和2年1月から7月分の運用に関しては判断が適切に行われているとして進めさせていただきます。

(7)「附属機関等の会議の公開に関する指針」の令和元年度運用状況

○佐藤会長

それでは次第6まで終わりましたので次第7、その他の報告等でございます。附属機関等の会議の公開に関する指針の令和元年度運用状況についてご説明をお願いします。

○鳴海情報公開係長

本日お配りした資料「会議の公開指針のホームページでの実施状況」をご覧ください。

こちらの表は、昨年度中に開催された附属機関等の会議が、会議の公開指針通りに市HPで情報を公表していたかどうかをまとめたものです。掲載のある審議会は左上にありますとおり令和2年4月1日現在のもので、掲載状況につきましては昨日までのものになります。

2枚ページをめくっていただき、「別紙1 指針実施度」をご覧ください。

令和元年度では、評価が「○」、つまり会議録・会議資料・委員名簿の3点すべてがHPで公表されている会議及び掲載不要、未開催の会議は54会議ありました。また、評価が「△」となっている会議が2つあります。

2つとも会議録の作成がまだとなっていることが理由で、1つが健康増進課の「医療・介護連携推進会議」、もう1つがふるさと歴史館の「文化財保護審議会」です。

健康増進課につきましては、「遅れているが作成中で、早急にホームページに掲載する」とのことで、ふるさと歴史館につきましては、今年中にアップしていただくよう要請しております。

ページをめくっていただき、「別紙2 会議録の形式」をご覧ください。「委員や事務局の発言内容がほぼ記録され、やりとりが具体的にわかる会議録」が33件、「要点筆記の会議録」が5件で、合計数は令和元年度と比較し4件少なくなっております。

主な要因といたしましては、「スポーツ施策基本方針検討委員会」が30年度末の方針策定をもって解散したこと、先2つの審議会が会議録未作成の類型に移ったこと、これまで開催のなかったホテル等建築適正化審議会が30年度は開催され、元年度はまた未開催であることがあげられます。

「個人情報等を扱う等の理由により会議録が非公開の会議」が7件。

「事案が出たら開催する会議のため、今年度は会議未開催の会議」が9件。

「会議自体は30年度中に設置したが、30年度は準備段階で一度も開催していな

い会議」が0件という結果でした。
会議の公開指針の実施状況については以上です。

○佐藤会長
ご意見等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(8) その他

○佐藤会長
その他事務局から報告はありますか。

○鳴海情報公関係長
2点報告させていただきます。

まず、机上に配付いたしました委員名簿でございますが、ご自身の記載内容に不備等ありましたら、事務局へお声がけいただけますようお願いいたします。

それから、こちらの名簿につきましては、市の他の課が実施する会議やイベント等の際に、審議会委員の皆様へご案内を送付するといった場合がございますが、その際に住所とお名前のみ、他の課へ提供することについてご同意いただけたらと思っておりますがいかがでしょうか。

それから、遅ればせながら、令和元年度の運用状況報告を配付させていただきました。

東村山市情報公開条例及び東村山市個人情報保護に関する条例の規定に基づき、令和元年度の運用状況報告書を作成・公表するものになります。

令和元年度1年間のまとめですのでご一読いただければと思います。

○佐藤会長
何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

特に無いようでしたらこれで情報公開運営審議会を終了させていただきます。ご苦労様でした。

以上